

大分県畜産デジタル推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、大分県畜産デジタル推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、大分県畜産分野において、県内畜産関係団体がデジタル技術を活用して有機的に連携する体制（以下「デジタル体制」という。）を実現することで、畜産農家及び関係団体におけるデータ資源の利活用並びに作業の改善及び改革を図り、もって本県畜産の振興と持続可能な発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的の達成のため、次の事業を行う。

- 一 データのオンライン提供にかかるデジタル体制の整備及び持続的な運用に関すること
- 二 書類の電子申請にかかるデジタル体制の整備及び持続的な運用に関すること
- 三 農家及び関係団体におけるデジタル体制の普及・浸透に関すること
- 四 デジタル体制を活用した新たな価値の創出やサービスの向上に関すること
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおり組織する。

一 正会員

正会員は、別表1のとおり定め、本会の議決権を有する。

二 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会の活動を賛助・後援する法人又は団体は、賛助会員となることができる。賛助会員は、本会の議決権を有しない。

(アドバイザー)

第5条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 前項のアドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会長の求めに応じて専門分野における技術的助言等を行う。

(オブザーバー)

第6条 本会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 前項のオブザーバーは、会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(加入脱退)

第7条 本会に加入、又は脱退しようとする者は、会長の承認を得るものとする。

(役員及び役員の選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 監事 1名

2 役員は、総会において会員の長等のなかから選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、本会の会計及び業務執行を監査し、その結果を本会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(総会)

第11条 総会は、毎年度1回以上、会長が招集し開催する。

2 総会においては、次に掲げる事項を審議し、会長は総会の議長となる。

- 一 事業計画及び収支予算に関する事項
- 二 事業実績及び収支決算に関する事項
- 三 規約の制定及び改廃に関する事項
- 四 役員選任に関する事項
- 五 その他協議会の運営に関する重要な事項

3 総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず出席及び議決を行うものは、書面又は代理人をもって出席とみなす。

(運営委員会)

第12条 本会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員(以下「委員」という。)は、各会員の畜産事業担当職員等のなかから選出する。

3 運営委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長及び副委員長(以下「委員長等」という。)の選任方法は、運営委員会において定める。

(委員長等の職務及び任期)

第13条 委員長は、運営委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した順序で、その職務を代行する。
- 3 委員長等の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充により選任された委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長等は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 運営委員会においては、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - 三 その他総会の議決を要しない事項で本会の運営に関する事項
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず出席及び議決を行うものは、書面又は代理人をもって出席とみなす。
- 5 本条第4項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に関係のある者を含む。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して運営委員会に出席及び議決を行うことができる。
- 6 委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めるときは、運営委員会に関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第15条 本会に第3条の活動を推進するため、その活動テーマに応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、本会会員で関係のあるものから構成する。

(事務局)

第16条 本会は、事務局を公益社団法人大分県畜産協会に置き、事務局長の任命は会長が行う。

- 2 事務局は、会長の指揮をうけて日常の業務を掌理する。

(会計年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第18条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 19 条 監事は、毎会計年度の決算を審査し、総会において監査の結果を報告しなければならない。

(規約改正)

第 20 条 この規約は、正会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(補則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立した日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

別表1 第4条関係 正会員の構成

| |
|---------------------|
| 団体名 |
| 公益社団法人大分県畜産協会 |
| 公益社団法人全国和牛登録協会大分県支部 |
| 大分県農業共済組合 |
| 全国農業協同組合連合会大分県本部 |
| 大分県農業協同組合 |
| べっぷ日出農業協同組合 |
| 下郷農業協同組合 |
| 大分県家畜人工授精師協会 |
| 大分県 |